

原子力発電所事故災害への対応について

東 北 部 会 提 出
説 明 担 当 郡 山 市

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から8年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされております。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興に向けた取組を鋭意進めておりますが、汚染廃棄物対策、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり被災者の立場と視点に立ち、あらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、下記の事項について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 放射性物質対策事業の推進について

- (1) 面的除染完了後も、除去土壌等の適正管理・搬出のほか仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。
- (2) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場又は中間貯蔵施設へ早期に搬出すること。
- (3) 平成 28 年度から除染に伴い発生した除去土壌等の本格輸送が開始されたものの、除染等により発生した除去土壌等については、これまで現場保管を中心に進めてきたことから、宅地内等での一時保管を余儀なくされている状況である。

については、輸送を推進するため、中間貯蔵施設の早期整備を図るとともに、安全かつ迅速な搬出に向けた十分な調整を行うこと。

また、中間貯蔵施設への輸送について、国は各市町村の年度別輸送量を含めた全体的な搬送計画を早期かつ明確に示すとともに、輸送量の拡大を図り、輸送の早期完了に努めること。

- (4) 放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を提示すること。
- (5) リアルタイム線量測定システムについては、除去土壌の仮置場から中間貯蔵施設への輸送が本格化する状況においても、住民が放射線量を自分の目で確認するとともに、放射線に関する情報を国、東京電力ホールディングス株式会社と共有し、対策を進めるためのリスクコミュニケーションへ取り組んでいく観点からも必要であり、一方的な撤去を行わないこと。
- (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、流出や飛散等の拡散を防止するため、ため池の落水ができず利水管理が困難な状況である。

原子力災害からの復興・再生に関する事業については、事業量に応じ、令和2年度以降も継続して実施する必要がある、各市町村においては、ため池放射性物質への対策として、「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」に基づき、農業水利施設の多面的機能の保全・回復を行い、営農再開促進及び農業復興に取り組んできたところである。

については、当該事業の財源である「福島再生加速化交付金」及び震災復興特別交付税等の計画延長並びに財政措置を講ずること。

- (7) 福島県県民健康調査における甲状腺検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめにおいては、東京電力福島第一原子力発電所事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係を検証すること。
- (8) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域について、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設整備を実施する場合、その事業に要する費用は全て国が負担すること。
- (9) 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (10) 風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、被害の早期払拭を図ること。

2 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- (1) 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力ホールディングス株式会社において全額賠償するよう国の責任において強く指導すること。
- (2) 原子力災害に伴う市税等の減収について全額賠償するよう、国は東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。
- (3) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の観光業、商工業、サービス業や中

小企業、商店街、更には農畜産物等の生産者や加工業者に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払拭するための取組みを強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、国が東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

また、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情をしっかりと伺いながら、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、併せて指導すること。

- (4) 避難指示区域外における農林業の賠償については、依然として被害が発生している状況を踏まえ、新算定方式でも十分な賠償が確実に継続されるようにすること。
- (5) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、文部科学省設置の原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を、被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者へ確実かつ迅速に賠償を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に求めること。
- (6) 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、賠償範囲の最小限の基準である原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に明記されている被害に限らず、損害の範囲を幅広く捉え、個別具体的な事情や東京電力福島第一原子力発電所事故を発端として発生したことが明らかな損害等、その実態に基づき迅速かつ確実に対応するよう東京電力ホールディングス株式会社に対し強く求めること。
- (7) 住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用、地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びこれらの事業の実施に係る職員の人件費については、東京電力福島第一原子力発電所事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続の簡素化に取り組むとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。
- (8) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、個人・法人及び自治体が被った全ての損害に対し、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう国が東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

3 原子力災害にかかわる各種施策に対する支援について

- (1) 観光誘客に係る財政支援について、原子力災害に伴う風評は、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施

策の推進が重要となっている。

については、観光地のハード整備経費及び観光施策の人的支援など各種施策に要する費用について財政措置を講じること。

- (2) 工業団地等整備に係る財政支援について、原子力災害からの復興に向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致に係る助成制度及び新たな工業団地の整備に係る財政措置を講じること。
- (3) 捕獲した有害鳥獣の処理については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、狩猟者及び狩猟者団体の協力により捕獲事業を実施し、埋め立てにより死骸を処理しているが、捕獲数の増加に伴い、埋め立て処分を行う場所が不足している。
については、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制を整備するため、復興財源の活用も含めて十分な財源を確保するとともに、対策を強化すること。
- (4) 国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除の継続と避難指示等の対象区分けによらない同一市域内全域の減免・免除に向けたさらなる拡充を行うこと。
- (5) 住民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置の延長を行うこと。また、避難指示区域等に指定されている地域と指定されていない地域が混在している市においては、全ての避難者が無料化措置を受けられるよう、対象範囲を拡大すること。
- (6) 常磐自動車道について、原発廃炉作業や中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出の本格化に伴い、交通量の増加による渋滞が見込まれることから、全線4車線化を図るとともに、常磐自動車道へのアクセス性を向上させ、避難住民の帰還促進や企業誘致といった沿線自治体の復旧・復興の加速化に資するため、(仮称)小高スマートインターチェンジの早期事業化を図ること。
- (7) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。
- (8) 除染を必要とする全ての地域が東京電力福島第一原子力発電所事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原子力災害に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。

- (9) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため行う除染をはじめとした放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。更に、地域住民が行う復興・再生へ向けた自主事業に対する財政支援を行うこと。
- (10) 自主避難者の帰還に伴う生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。

4 東京電力福島第一原子力発電所からのトリチウム水海洋放出について
いまだに増え続けているトリチウム水について、国民の理解が得られていない状態で海洋放出を行えば、地域住民の安心は崩れ、さらなる風評被害が懸念されることから、国民・市民の理解が得られていないトリチウム水の海洋放出については慎重に決定すること。

5 原子力災害にかかわる中長期的な対応について
原子力災害の影響が未だ残る深刻な状況からの着実な復興を成し遂げるためには中・長期的な対応が必要であるため、「復興・創生期間」終了後も引き続き全ての関係自治体の窓口機能を担い、復興の実施主体となる国の機関を残す検討を進めること。